

## 令和4年度 第7回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和4年8月19日（金） 午後2時から午後3時40分まで

### 2 場 所

千葉県庁本庁舎5階大会議室

### 3 出席者

委 員：葉山委員長、菊地副委員長、  
井上委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、  
安立委員、本間委員（10名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角対策監、  
環境政策課 寺本課長、渡邊副課長、久保田班長、今川副主査、  
岩城副主査

傍聴人：4名

### 4 議 題

- (1) (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）
- (2) その他

### 5 結果概要

- (1) (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）  
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) その他  
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価準備書に対する意見
- 資料 3 (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見(答申案)
- 参考 1 市長意見の提出状況((仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画環境影響評価準備書)
- 参考 2 (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（１）（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

○事務局より資料１～資料３について説明。

（委員）

温排水による短期の評価においては、大きな影響はないとしているが、水温や海域温の上昇に影響し、重疊的、広範囲、長期間の現象である。一方で、温排水の累積的な影響は非常に難しい問題であるので、国で考えるべきと考える。国に提言するということが非常に望ましいと考える。前文６段落について、水温の上昇は、電力業界だけではなく、鉄鋼業界などの企業も関連するため、例えば、「発電所等」などと記載してはどうか。

（事務局）

東京湾においては、発電所のみならず、鉄鋼業界はじめ温排水を排水しているところはある。「等」を追記してはどうかとの意見だが、アセス手続きを進めていく上で、現状の発電所や新規の発電所が計画されていることを踏まえて経済産業大臣に意見をしていくというものである。前回の方法書の際にも、経済産業大臣あての知事意見の前文に、電力業界における情報共有や関係団体における調査予測評価の手法等についての検討を求めている。そのため、鉄鋼業界などの内容は経産大臣意見の意見としてはなじまないと考える。

また、方法書時の表現としては、累積的な環境影響が懸念されるという表現をしていたが、今回は、本県においても、他の発電所からの環境影響が懸念されているという表現に変えている。

（委員）

前文で赤潮の発生が見られるとの記載があるが、赤潮の発生要因は窒素やりんであり、準備書ではりんの環境基準は未達成とある。答申案ではCODの環境基準は未達成と記載されているが、リンの達成状況の記載がないが十分か。各論で赤潮のことが記載されていないのに違和感がある。実際に赤潮の発生はあるのか。

（事務局）

窒素とりんについては、近傍海域において、環境基準は達成をしているので、環境基準未達成としてはCODに絞ってここは記載している。

準備書の情報は29年度となっており、直近では、令和元年度からの3年間は、

窒素とリンは環境基準を達成しているので、最近の情報を踏まえた意見をしている。事業者には、評価書の作成にあたっては、最新の情報を反映するよう口頭で求める。

実際に赤潮の発生はあるが、実際に前文で赤潮について触れるかどうかは、事務局で改めて検討する。

(委員)

答申案の事後調査について、準備書では、工事の実施に係る事後調査と土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査があるが、土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査について実施すべきとのことによいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

前文について、5段落について、「このため」で文章を始めるのではなく、段落を分けずに、4段落に続けて記載したほうがよい。また、6段落については、「なお」を省き、「懸念されている」で文章を切った方がよい。

(事務局)

6段落は、事業者に対する意見ではないので、他の内容と区分けするため、「なお」は残しておきたい。

(委員)

事務局の考えは、5段落の末尾で「下記事項について所要の措置を講ずる必要がある」とし、記以降の全般的事項に繋がり、6段落は補足説明という構成でよろしいか。

(事務局)

そのとおり。6段落は、経済産業大臣に向けての意見であり、補足説明ということもあり、「なお」を残したい。「懸念されている」、「このため」の箇所は、委員の御指摘のとおり修正する。

(委員)

事務局のとおりでよい。

(委員)

(3) 植物について、タコノアシの前に、「事業区域内に生育している」という修飾語を付けたらいかがか。

(事務局)

御意見のとおり、修正する。

(委員)

前文の2段落の「多量」について、何と比べて多量なのかわからないので、補足説明が必要と考える。

また、4 その他 ア の環境監視結果の公表について、「積極的に公表すること」に変更してはどうか。

(事務局)

火力発電所は、他の焼却施設などに比較して、排ガス量が多いことから記述している。方法書の答申においても、同様な書きぶりとしており、多量の排ガスと温排水を排出するという事業特性が記以下の大気質、水質の意見に繋がっているのでご理解いただきたい。

環境監視結果の公表は義務ではないので、「努めること」と記述している。

(委員)

委員と同様に、多量の意味が分かりにくい。

また、(4) アでは「温室効果ガス削減の取組に努めること」、イでは「二酸化炭素排出削減に取り組むこと」と記述されており、イを二酸化炭素にとした理由は何か。

(事務局)

火力発電所の性格としては、多量のガスを排出して、周辺に影響を生じる懸念があることをこれまで議論しているので、前置きとして火力発電所では、稼働に伴って排ガスや温排水が排出されるという一般論的な言い方に修正したい。

(4) アは事業場全体的に省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などを含めて温室効果ガスの削減に取り組むこととし、イは自主的枠組みで二酸化炭素の削減を目標としているので、二酸化炭素で記述している。

(委員)

本案件は、一般的な火力発電所の経緯とは異なる。この計画は石炭火力から

LNGに変更されたもので、事業者の努力ではあるが、LNGにおいても排ガスや温排水は排出されることを加味して記述するほうがよい。

(委員)

(4) 温室効果ガス等の等は何か。また、(4) アでは「削減」、イでは「排出削減」記載されているので、可能であれば統一されたい。

(事務局)

温室効果ガス等は、主務省令に準じた記述である。記載方法については検討する。

(委員)

温室効果ガスは、二酸化窒素、メタン、二酸化炭素が主である。省エネルギーや再生可能エネルギーの導入は、二酸化炭素の削減に寄与すると考えるが、二酸化炭素以外の温室効果ガスとはどのようなものがあるのか。

(事務局)

例えば、代替フロンを使っているような機器とかも幅広く含めて、温室効果ガスと記述している。

(委員)

先ほどの委員の文書の記載に関する指摘で、委員会の度に意見が出るので、これまで県が踏襲してきた答申の文体などを委員の中で共有してはどうかと考える。

また2(2)イの意見では、例えば海面2m以下では3℃上昇域があることなどから軽微であると評価され、環境保全措置が妥当であるとの回答で終わってしまうのではないか。

(事務局)

水中拡散方式を採用し、取放水温度差7℃以下で管理するという計画がある中で、重畳的な影響を踏まえると、環境保全措置の検証までしか言えないのではないかと整理した。

(委員)

住民意見に対する事業者の見解は、住民にどのように伝わっているのか。

(事務局)

住民意見と事業者の見解は、参考2のとおりで、7月15日から7月29日まで市役所や公民館で縦覧している。また、本日の委員会資料については、今後、千葉県ホームページに掲載される。

(委員)

4 アは、事後調査や環境監視の結果などを含んだ意見なのか。

(事務局)

環境監視で実施した結果については、公表する義務はないので、積極的に公表するよう努めると意見している。一方で、事後調査については、規定で公表する必要があるので、ここには含めていない。

(委員)

温室効果ガスの表現について、アセスは工事と供用時の時点があるが、そのあたりが明確ではないのであやふやになっているように見える。ただし、工事中の寄与率は0.1%程度ではある。

(事務局)

施設の供用時の温室効果ガスをターゲットにしている。また、本準備書では、工事についての温室効果ガスは選定されていない。

(委員)

予測における二酸化炭素の排出量は、この事業においてどのくらいの濃度を前提としているのか。

(事務局)

二酸化炭素排出濃度を評価しているわけではない。発電にあたっての排出原単位で評価している。

(委員)

自主的枠組み参加事業者への供給がどのように二酸化炭素の排出削減に繋がるのか。

(事務局)

電気事業における低炭素社会実行計画を策定している電気事業連合会や電源

開発などといった発電事業者の枠組みの中で、二酸化炭素を自主的に抑えていくという仕組みがある。枠組みに参加する事業者においては、低炭素社会実行計画の目標計画を目指すという業界団体の取組の目標があり、経済的に利用可能な最良の技術を活用して、削減を進めていくものが自主的枠組みである。

(事務局)

補足として、国が、46%削減という目標を設定しており、目標達成の方法の一つとしてそれぞれの業界ごとに、取組を実施し、その積み上げの中で46%削減することを考えている。そこで、新規の発電事業者についてもそういった枠組みに入って、削減目標に取り組んでいきたいという取組を国が実施しているので、県として意見すべきということで記述している。